

## 港区期日前投票立会人公募要項

### (目的)

第1条 この要項は、特に若年層の有権者に選挙への関心を高めてもらい、期日前投票立会人としての経験を通じて選挙啓発に参加する機会を作るため、期日前投票所における投票立会人の募集、及び必要な事項を定める。

### (募集)

第2条 港区選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）は、広報みなど、区ホームページ、SNS等により投票立会人を募集することができる。

2 募集期間は、通年とする。

### (応募要件)

第3条 投票立会人に応募できる者は、次の各号のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 港区内に住所を有していること。
- ② 港区の選挙人名簿に登録があり、かつ公職選挙法第11条の欠格事項に該当しないこと。
- ③ 応募する時点で年齢が18歳以上39歳以下とする。
- ④ 港区暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当していないこと。

### (応募方法)

第4条 投票立会人に応募する者は、港区期日前投票立会人名簿登録申込書（以下、「申込書」という。）を委員会に提出しなければならない。

### (審査)

第5条 委員会は、申込書の提出があった場合には、第3条の要件を満たしているか審査を行う。

- 2 前項における審査で要件を満たしている者は、委員会又は同事務局が面接を行う。
- 3 前2項による審査の結果は、応募者すべてに通知する。

### (投票立会人名簿への登録)

第6条 前条における審査の結果、適当と判断した者については、期日前投票立会人名簿（以下、「名簿」という。）に登録する。

### (登録期間)

第7条 名簿への登録期間は、原則として登録する年度限りとする。  
ただし、名簿登録者及び委員会が合意した場合は、更新することができる。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに名簿から削除するものとする。

- ① 第3条の要件のいずれかを満たさなくなったとき
- ② 正当な理由なく、投票立会人の責務を果たさなかったとき
- ③ 辞退の申し出があったとき

(投票立会人の選任)

第9条 委員会は、必要に応じて名簿登録者から、選挙ごとに投票立会人を選任することができる。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。